

広島県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定によつて、次の道路を自動車専用道路に指定する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年七月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	指定する区間	指定する日
一般国道二七五号 (東広島・呉自動車道)	東広島市黒瀬町津江字深谷二二一番一地 先から 東広島市西条町馬木一一七三番六地先まで	平成二六年七月七日